

お知らせです！

にほんご

自転車の「危ない運転」をやめてもらうため

自転車運転者講習制度

が 始まりました(2015年6月1日)

自転車の「危ない運転」を 3年で2回以上 繰り返した人は、

自転車運転者講習を受けなければなりません！

●講習の時間:3時間

●払うお金:6,000円

※命令を きかないで講習を受けなかったら

5万円以下の 罰金を 払わなければなりません

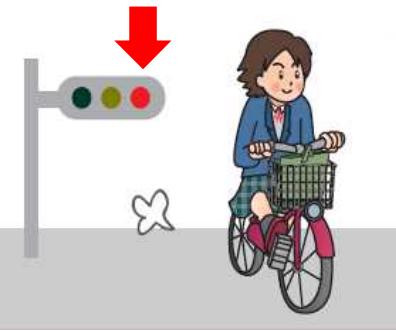


「危ない運転」とは こんなもの(①~⑭)

信号や 標識・標示を 無視した(守らない) 運転は ダメ！

1 信号無視

信号が 赤のときは、必ず止まってください。



2 通行禁止道路(場所)通行

自転車が 走ってはいけない 道路や 場所の 標識が あるところは、走ってはいけません。



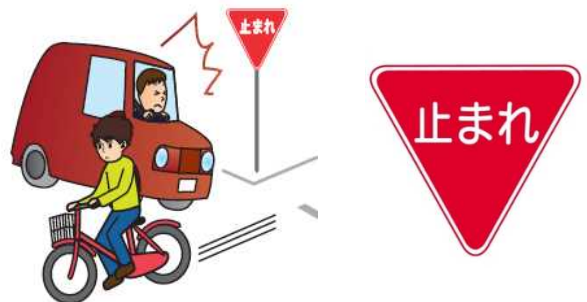
3 断踏切への立入り

踏切が閉まっているとき、警報(音)が 鳴っているときは、踏切に 入ってはいけません。



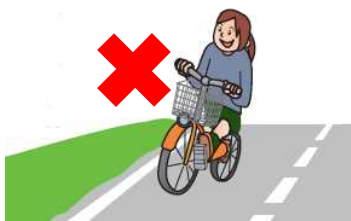
4 一時停止違反

「止まれ」の 標識が ある ところでは、一回 止まって、 左と 右の 安全を 確認してから 行ってください。



あるひとあぶおもうんてん
歩いている人が危ないと思う運転はダメ!

5 歩道通行や車道の右側通行など



しゃどう くるま みち ほどう ひと
車道(車の道)と歩道(人の道)が別々の「道路」では、歩道(人の道)を走ってはいけません。車道(車の道)の右側も通ってはいけません。

6 路側帯での歩行者妨害



ろそくたい しゃどう しろ
「路側帯(車道の白い線の外側)」では、歩いている人の邪魔をしてはいけません。

7 歩道での歩行者妨害



じてんしゃ はし ほどう
自転車が走ってもいい「歩道(人の道)」では、車道側をゆくり走ってください。歩いている人の邪魔になるときは、止まってください。

8 歩行者用道路での歩行者妨害



じてんしゃ はし
自転車が走ってもいい「歩行者用道路(歩く人のための道路)」では、歩いている人の邪魔をしてはいけません。

こうさてん あぶ うんてん
交差点の危ない運転はダメ!

9 左方車優先妨害
優先道路通行車妨害など



しんごう かいこうさてん はい
信号がない交差点に入るとき、左から来る車や、広い道路を走っている車の邪魔をしてはいけません。

10 右折時の直進車や左折車への通行妨害



こうさてん みぎ ま
交差点で右へ曲がるとき、まっすぐ行く車や左へ曲がる車の邪魔をしてはいけません。

11 環状交差点通行車妨害

かんじょうこうさてん しんごう まる かいこうさてん はい かならず はし かんじょうこうさてん はい くるま
環状交差点(信号がない丸い交差点)に入るとき、必ずゆっくり走って、環状交差点を走っている車の邪魔をしてはいけません。

あぶ じょうたい うんてん
危ない状態の運転はダメ!

12 酒酔い運転

さけ の うんてん
お酒を飲んで自転車を運転してはいけません。



13 制動装置不良自転車の運転

ブレーキがない自転車や、ブレーキが壊れている自転車に乗ってはいけません。



14 安全運転義務違反

ハンドル・ブレーキの使い方がよくなかったり、安全を確認しないで、ほかの人がけがをするようなスピードと乗り方で自転車を運転してはいけません。
※ 傘を差して運転したり、スマホを使いながら運転して事故をしたときも、安全運転義務違反になることがあります。

